

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月16日
【四半期会計期間】	平成21年度第2四半期（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）
【会社名】	三菱自動車工業株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI MOTORS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 益子 修
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【電話番号】	(03)3456-1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	連結経理部長 落合 啓二 (「第一部第4提出会社の状況」に関する事項については 総務部上級エキスパート 龍 芳泰)
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【電話番号】	(03)3456-1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	連結経理部長 落合 啓二 (「第一部第4提出会社の状況」に関する事項については 総務部上級エキスパート 龍 芳泰)
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次		平成20年度 第2四半期 連結累計期間	平成21年度 第2四半期 連結累計期間	平成20年度 第2四半期 連結会計期間	平成21年度 第2四半期 連結会計期間	平成20年度
会計期間		自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高	百万円	1,213,973	573,029	603,875	313,913	1,973,572
経常損益	百万円	20,854	34,189	4,461	6,959	14,926
四半期(当期)純損益	百万円	12,772	36,404	2,474	9,968	54,883
純資産額	百万円	-	-	308,546	185,554	223,024
総資産額	百万円	-	-	1,523,902	1,103,561	1,138,009
1株当たり純資産額	円	-	-	25.42	47.27	40.47
1株当たり四半期 (当期)純損益金額	円	2.31	6.57	0.45	1.80	9.91
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	円	1.40	-	0.27	-	-
自己資本比率	%	-	-	19.48	15.93	18.76
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	25,777	2	-	-	93,335
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	53,767	5,071	-	-	94,789
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	23,747	23,832	-	-	4,983
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	百万円	-	-	307,595	171,347	154,666
従業員数	人	-	-	33,873	31,648	31,905

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 売上高は、消費税等を含んでいない。

3. 従業員数は就業人員を表示している。

4. 平成21年度第2四半期連結累計(会計)期間及び平成20年度の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、四半期(当期)純損失が計上されているため記載していない。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間における、当社グループが営む事業の主要な変更は以下のとおり。主要な関係会社における異動はない。

### < 欧州販売事業 >

欧州における自動車及び部品の販売業務は三菱・モーターズ・ヨーロッパ・ビー・ブイが行っていたが、平成21年8月より自動車の販売業務を当社に移管した。この結果、三菱・モーターズ・ヨーロッパ・ビー・ブイは、主に欧州における部品の販売業務を担う。

## 3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	31,648 (2,645)
---------	----------------

(注) 1. 人員数は、就業人員である。(役員を除く。)

2. 臨時従業員(パートタイマー、期間社員、派遣社員等)は( )内に当第2四半期連結会計期間の期末人員を外数で表示している。

### (2) 提出会社における従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	13,051 (1,493)
---------	----------------

(注) 1. 人員数は、就業人員である。(役員を除く。)

2. 臨時従業員(パートタイマー、期間社員、派遣社員等)は( )内に当第2四半期会計期間の期末人員を外数で表示している。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績は次のとおりである。

	平成21年度第2四半期連結会計期間 数量(台) (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	前年同四半期比(%)
国内	118,450	55.1
海外	42,185	57.4
合計	160,635	55.7

#### (2) 受注状況

当社は、大口需要等特別の場合を除き、見込生産を行っている。

#### (3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	平成21年度第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)		前年同四半期比(%)	
	数量(台)	金額(百万円)	数量	金額
自動車事業	231,941	311,223	80.3	51.8
金融事業	-	2,657	-	88.4
消去又は全社	-	33	-	-
合計	231,941	313,913	80.3	52.0

(注) 1. セグメント間の取引については消去又は全社に表示している。

2. 前第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりである。

相手先	平成20年度 第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)		平成21年度 第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
MC AUTOMOBILE(EUROPE) N.V.	94,562	15.7	-	-
三菱商事株式会社	80,862	13.4	51,234	16.3

3. 上記数量は、四半期報告書提出時点での速報値である。

4. 上記金額は、消費税等を含んでいない。

### 2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業のリスクはない。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

### 3【経営上の重要な契約等】

- (1) 当第2四半期連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約はない。
- (2) 当第2四半期連結会計期間において、変更及び終了した経営上の重要な契約は次のとおりである。  
当社、日産自動車株式会社間にて締結した平成15年8月29日付、日産自動車株式会社への軽商用車OEM供給に関する契約は、平成21年8月24日に、その契約期間を平成24年6月まで延長した。  
当社連結子会社である三菱・モーターズ・クレジット・オブ・アメリカ・インク、メリルリンチ間にて締結した平成17年3月31日付、合併会社契約は、目的達成により終了した。

### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間における事業環境は、各国政府・中央銀行の景気刺激策・金融緩和政策の景気押し上げ効果もあり持ち直しの動きは見られたものの、景気の回復に力強さはなく、自動車業界においても依然として厳しい状況が続いた。

このような事業環境の中、当社グループの当第2四半期連結会計期間の業績は、販売台数の減少および為替の円高などにより、売上高は前年同期実績から2,900億円減少の3,139億円、営業損益は前年同期実績から187億円減少の34億円(当第2四半期連結累計期間の営業損失325億円と第1四半期連結会計期間の営業損失296億円の差額は29億円)の損失、経常損益は前年同期実績から115億円減少の70億円(当第2四半期連結累計期間の経常損失342億円と第1四半期連結会計期間の経常損失278億円の差額は64億円)の損失、四半期純損益は前年同期実績から125億円減少の100億円の損失となった。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりである。

#### 自動車事業

当第2四半期連結会計期間における自動車事業に係る売上高は前年同期実績から2,896億円減少の3,112億円となり、営業損益は前年同期実績から188億円減少の39億円の損失となった。

#### 金融事業

当第2四半期連結会計期間における金融事業に係る売上高は前年同期実績から3億円減少の27億円となり、営業損益は前年同期実績から1億円増加の5億円の利益となった。

所在地別セグメントの業績は次のとおりである。

#### 日本

日本では、販売台数の減少及び為替の円高などにより、売上高は前年同期実績から2,351億円減少の2,688億円となり、営業損益は前年同期実績から319億円減少の152億円の損失となった。

#### 北米

北米では、販売台数の減少により、売上高は前年同期実績から274億円減少の417億円となったが、販売費用の削減などにより、営業損益は前年同期実績から56億円増加の7億円の利益となった。

#### 欧州

欧州では、販売台数の減少により、売上高は前年同期実績から653億円減少の444億円となったが、欧州子会社の体制変更を中心とした販売費用や労務費用などの削減により、営業損益は前年同期実績から33億円増加の16億円の利益となった。

#### アジア・その他地域

アジア・その他地域では、販売台数の減少により、売上高は前年同期実績から538億円減少の910億円となったが、販売費用などの削減、為替影響などにより、営業損益は前年同期実績から38億円増加の58億円の利益となった。

#### (2) 財政状態

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、グローバルベースでの在庫圧縮によるたな卸資産の減少などにより、前連結会計年度末から344億円減少の1兆1,036億円となった。負債は、販売台数の減少に伴い、販売費などの未払金・未払費用が減少したものの、在庫調整の一巡により生産・出荷促進のため仕入れ債務が増加したこと、銀行団による協調融資の実行などで有利子負債が増加したことなどにより、前連結会計年度末から30億円増加の9,180億円となった。純資産は、四半期純損失の計上などにより、前連結会計年度末から374億円減少の1,856億円となった。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は1,713億円となり、第1四半期連結会計期間末残高から302億円増加した。キャッシュ・フローの状況は次のとおりである。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、四半期純損失であったものの、運転資本が増加したことなどにより、前年同期実績から165億円収入増加の84億円の収入となった。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得などにより、前年同期実績から226億円支出減少の93億円の支出となった。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入れの実施などにより、前年同期実績から408億円収入増加の341億円の収入となった。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はない。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、5,061百万円である。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はない。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はない。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,958,285,000
A種優先株式	438,000
B種優先株式	374,000
C種優先株式	500,000
D種優先株式	500,000
E種優先株式	500,000
F種優先株式	500,000
G種優先株式	500,000
計	9,961,597,000

(注)「発行可能株式総数」欄には、平成21年9月30日現在の当社定款に記載されている株式の総数を記載している。

## 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年11月16日) (注)1	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,537,956,840	5,537,956,840	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数 1,000株 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式
第1回 A種優先株式	73,000	73,000	-	単元株式数 1株 (注)2,9,10,11
第2回 A種優先株式	25,000	25,000	-	単元株式数 1株 (注)3,9,10,11
第3回 A種優先株式	1,000	1,000	-	単元株式数 1株 (注)4,9,10,11
第1回 G種優先株式	130,000	130,000	-	単元株式数 1株 (注)5,9,10,11
第2回 G種優先株式	168,393	168,393	-	単元株式数 1株 (注)6,9,10,11
第3回 G種優先株式	10,200	10,200	-	単元株式数 1株 (注)7,9,10,11
第4回 G種優先株式	30,000	30,000	-	単元株式数 1株 (注)8,9,10,11
計	5,538,394,433	5,538,394,433	-	-

(注)1. 「提出日現在発行数」欄には、平成21年11月1日からこの四半期報告書提出日までの優先株式の普通株式への転換による増減は含まれていない。

2. 第1回A種優先株式の内容は次のとおりである。

## (1) 優先配当金

## 優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第1回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第1回A種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第1回A種優先配当金の額は50,000円とする。

## 非累積条項

ある事業年度において第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第1回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

## 非参加条項

第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、第1回A種優先配当金を超えて配当はしない。

## (2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第1回A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1回A種優先配当金の支払いは、当該第1回A種優先中間配当金を控除した額による。

## (3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第1回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第1回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、当社に対し、第1回A種優先株主が有する第1回A種優先株式を取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付すること（以下、当社がある種類の株式を取得し、それと引換えに当社の他の種類の株式を交付することを「転換」という。）を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数（第1回A種優先株式発行要項に定義される。）が請求対象普通株式総数（第1回A種優先株式発行要項に定義される。）を下回る場合には、(I)各第1回A種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第1回A種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。）の第1回A種優先株式についてのみ、当該第1回A種優先株主の請求に基づくその有する第1回A種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第1回A種優先株式以外の転換請求にかかる第1回A種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までのうち、毎月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）（以下「転換請求可能日」という。）とする。

転換の条件

第1回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、116円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの各転換請求可能日において、第1回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、平成16年8月28日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新規発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(既発行普通株式数} \\ \text{- 自己株式数)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{新規発行普通株式数} \end{array}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第1回A種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第1回A種優先株主が転換請求のために提出した第1回A種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(7) 強制転換条項

上記(6)の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第1回A種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「第1回A種優先株式転換基準日」という。)以降の日で取締役会で定める日をもって、第1回A種優先株式1株の払込金額相当額を第1回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で、除して得られる数の普通株式となる。

3. 第2回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第2回A種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第2回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第2回A種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第2回A種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第2回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対しては、第2回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)に定める支払順位に従い、第2回A種優先株式1株につき、第2回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第2回A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第2回A種優先配当金の支払いは、当該第2回A種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第2回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第2回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は、同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第2回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第2回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第2回A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までのうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第2回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、116円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの各転換請求可能日において、第2回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（但し、下限を30円とする。）（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、平成16年8月28日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{既発行普通株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新規発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{1株当たりの時価} \\ \text{(既発行普通株式数 - 自己株式数) + 新規発行普通株式数} \end{array}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第2回A種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\begin{array}{l} \text{第2回A種優先株主が転換請求のために提出した} \\ \text{第2回A種優先株式の払込金額相当額の総額} \end{array}}{\text{転換価額}}$$

(7) 強制転換条項

上記(6)の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第2回A種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「第2回A種優先株式転換基準日」という。）以降の日で取締役会で定める日をもって、第2回A種優先株式1株の払込金額相当額を第2回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で、除して得られる数の普通株式となる。

4. 第3回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第3回A種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第3回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第3回A種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第3回A種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第3回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対しては、第3回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)に定める支払順位に従い、第3回A種優先株式1株につき、第3回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第3回A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第3回A種優先配当金の支払いは、当該第3回A種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第3回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第3回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第3回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第3回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第3回A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までのうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第3回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、96円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの各転換請求可能日において、第3回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（但し、下限30円とする。）（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、当初転換価額が決定された日の翌日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新規発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{既発行普通株式数} \\ \text{- 自己株式数} \end{array} + \begin{array}{l} \text{新規発行} \\ \text{普通株式数} \end{array}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第3回A種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\begin{array}{l} \text{第3回A種優先株主が転換請求のために提出した} \\ \text{第3回A種優先株式の払込金額相当額の総額} \end{array}}{\text{転換価額}}$$

(7) 強制転換条項

上記(6)の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第3回A種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「第3回A種優先株式転換基準日」という。）以降の日で取締役会で定める日をもって、第3回A種優先株式1株の払込金額相当額を第3回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で、除して得られる数の普通株式となる。

5. 第1回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第1回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第1回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第1回G種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第1回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対しては、第1回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録した第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)の定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき、第1回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第1回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1回G種優先配当金の支払いは、当該第1回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第1回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第1回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第1回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第1回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第1回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第1回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第1回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第1回G種優先株式についてのみ、当該第1回G種優先株主の請求に基づくその有する第1回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第1回G種優先株式以外の転換請求にかかる第1回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第1回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、113円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第1回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成16年9月1日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{既発行普通株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新規発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{1株当たりの時価} \\ \text{(既発行普通株式数} - \text{自己株式数)} + \text{新規発行普通株式数} \end{array}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第1回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\begin{array}{l} \text{第1回G種優先株主が転換請求のために提出した} \\ \text{第1回G種優先株式の払込金額相当額の総額} \end{array}}{\text{転換価額}}$$

6. 第2回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第2回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第2回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第2回G種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第2回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対しては、第2回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録した第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)の定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき、第2回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第2回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第2回G種優先配当金の支払いは、当該第2回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第2回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第2回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第2回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第2回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第2回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第2回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第2回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第2回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第2回G種優先株式についてのみ、当該第2回G種優先株主の請求に基づくその有する第2回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第2回G種優先株式以外の転換請求にかかる第2回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第2回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、143円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第2回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成17年3月11日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{既発行普通株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新規発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{1株当たりの時価} \\ \text{(既発行普通株式数 - 自己株式数) + 新規発行普通株式数} \end{array}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第2回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\begin{array}{l} \text{第2回G種優先株主が転換請求のために提出した} \\ \text{第2回G種優先株式の払込金額相当額の総額} \end{array}}{\text{転換価額}}$$

7. 第3回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第3回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第3回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第3回G種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第3回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対しては、第3回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)の定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき、第3回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第3回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第3回G種優先配当金の支払いは、当該第3回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第3回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第3回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第3回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第3回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第3回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第3回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第3回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第3回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第3回G種優先株式についてのみ、当該第3回G種優先株主の請求に基づくその有する第3回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第3回G種優先株式以外の転換請求にかかる第3回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第3回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、139円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第3回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成17年3月23日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{既発行普通株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新規発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{1株当たりの時価} \\ \text{(既発行普通株式数 - 自己株式数) + 新規発行普通株式数} \end{array}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第3回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\begin{array}{l} \text{第3回G種優先株主が転換請求のために提出した} \\ \text{第3回G種優先株式の払込金額相当額の総額} \end{array}}{\text{転換価額}}$$

8. 第4回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第4回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第4回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第4回G種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第4回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対しては、第4回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)の定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき、第4回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第4回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第4回G種優先配当金の支払いは、当該第4回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第4回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第4回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第4回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第4回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第4回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第4回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第4回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第4回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第4回G種優先株式についてのみ、当該第4回G種優先株主の請求に基づくその有する第4回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第4回G種優先株式以外の転換請求にかかる第4回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成19年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第4回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、258円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成19年10月1日以降の各転換請求可能日において、第4回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の30%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成18年1月31日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\left( \begin{array}{l} \text{既発行普通株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} \right)}{\left( \text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第4回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第4回G種優先株主が転換請求のために提出した第4回G種優先株式の発行価格の総額}}{\text{転換価額}}$$

9. 優先順位

(1) 優先配当金の優先順位

A種優先配当金、B種優先配当金、D種優先配当金、E種優先配当金、F種優先配当金及びG種優先配当金の支払順位は、B種優先配当金及びF種優先配当金を第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先配当金、D種優先配当金、E種優先配当金及びG種優先配当金を第2順位（それらの間では同順位）とする。

(2) 優先中間配当金の優先順位

A種優先中間配当金、B種優先中間配当金、D種優先中間配当金、E種優先中間配当金、F種優先中間配当金及びG種優先中間配当金の支払順位は、B種優先中間配当金及びF種優先中間配当金を第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先中間配当金、D種優先中間配当金、E種優先中間配当金及びG種優先中間配当金を第2順位（それらの間では同順位）とする。

(3) 残余財産の分配の優先順位

A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、B種優先株式、C種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式にかかる残余財産の分配の支払いを第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式にかかる残余財産の分配の支払いを第2順位（それらの間では同順位）とする。

10. 当該優先株式の単元株式数は、発行価格等を考慮し1株としている。また、当該優先株式は、優先配当を有しており、法令に定める場合を除き、議決権を有しない。

11. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

## ( 2 ) 【新株予約権等の状況】

該当事項はない。

## ( 3 ) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

## ( 4 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自平成21年7月1日 至平成21年9月30日	-	5,538,394,433	-	657,355,060	-	433,202,060

## (5)【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
三菱重工業株式会社	東京都港区港南二丁目16番5号	839,966	15.16
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	774,835	13.99
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	269,024	4.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	81,171	1.46
エムエルピー エフエス カストディー (常任代理人:メリルリンチ日本証券株式会社)	SOUTH TOWER WORLD FINANCIAL CENTER NEW YORK NY 10080-0801 USA (東京都中央区日本橋一丁目4番1号 日本橋一丁目ビルディング)	57,245	1.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	45,016	0.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	32,743	0.59
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人:日本マスタートラスト 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 (東京都港区浜松町二丁目11番3号)	32,166	0.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	30,680	0.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	30,467	0.55
計	-	2,193,314	39.60

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりである。

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
三菱重工業株式会社	東京都港区港南二丁目16番5号	839,942	15.16
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	774,768	13.99
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	268,763	4.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	81,171	1.46
エムエルピー エフエス カストディー (常任代理人:メリルリンチ日本証券株式会社)	SOUTH TOWER WORLD FINANCIAL CENTER NEW YORK NY 10080-0801 USA (東京都中央区日本橋一丁目4番1号 日本橋一丁目ビルディング)	57,245	1.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	45,016	0.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	32,743	0.59
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人:日本マスタートラスト 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 (東京都港区浜松町二丁目11番3号)	32,106	0.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	30,680	0.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	30,467	0.55
計	-	2,192,901	39.60

- (注) 1. 平成17年12月14日付にて、三菱重工業株式会社、株式会社田町ビル、米国三菱重工業株式会社、三菱重工環境エンジニアリング株式会社、株式会社リョーイン、三菱重工工事株式会社(平成18年4月1日付にて、三菱重工業橋梁エンジニアリング株式会社に社名変更、さらに、平成21年4月1日付にて三菱重工鉄構エンジニアリング株式会社に社名変更)、三菱重工プラント建設株式会社、株式会社春秋社、関東菱重興産株式会社(平成18年10月1日付にて、菱重エスレート株式会社に社名変更)、名古屋菱重興産株式会社、近畿菱重興産株式会社、東中国菱重興産株式会社、広島菱重興産株式会社及び西日本菱重興産株式会社を共同保有者として、各社から変更報告書が提出されている。平成21年9月30日現在、同共同保有者の所有株式数の合計は868,660千株である。
2. 平成18年5月12日付にて三菱商事株式会社から変更報告書が提出されている。平成21年9月30日現在、同社と共同保有者の株式会社菱商店の所有株式数合計は774,842千株である。
3. 平成19年1月4日付にて株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券株式会社、三菱セキュリティーズインターナショナル及び三菱UFJ投信株式会社を共同保有者として、各社から変更報告書が提出されている。平成21年9月30日現在、同共同保有者の所有株式数の合計は314,580千株である。

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回A種優先株式 73,000	-	(注)1.
	第2回A種優先株式 25,000		
	第3回A種優先株式 1,000		
	第1回G種優先株式 130,000		
	第2回G種優先株式 168,393		
第3回G種優先株式 10,200			
第4回G種優先株式 30,000			
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 83,000	-	単元株式数 1,000株 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,537,426,000 (注)2.	5,537,426	同上
単元未満株式	普通株式 447,840 (注)3.	-	同上
発行済株式総数	5,538,394,433	-	-
総株主の議決権	-	5,537,426	-

(注)1.(1)株式の総数等 発行済株式(注)2.~(注)9.を参照。

2.「完全議決権株式(その他)」の欄には証券保管振替機構名義の株式72,000株(議決権の数72個)が含まれている。

3.「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式858株が含まれている。

## 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝五丁目 33番8号	83,000	-	83,000	0.00
計	-	83,000	-	83,000	0.00

## 2 【株価の推移】

## 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	平成21年 5月	平成21年 6月	平成21年 7月	平成21年 8月	平成21年 9月
最高(円)	156	155	191	184	176	170
最低(円)	125	141	152	150	164	146

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

## 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次の通りである。

## (1) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月
(代表取締役) 取締役副社長	ステップアップ2010 推進室長 ロシア組立事業推進担 当	(代表取締役) 取締役副社長	ステップアップ2010 推進室長 ロシア組立事業推進・ M i E V 事業統括担当	前田 真人	平成21年 8 月20日

(注) 執行役員の異動は次の通りである。

## (1) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
常務執行役員	C S R 推進本部長	常務執行役員	C S R 推進本部長兼業 務監査部長	中村 義和	平成21年 7 月 1 日
執行役員	環境担当役員 社長補佐( 渉外・環境 ・ M i E V ・ 安全保障 担当) 兼 C S R 推進本 部副本部長	執行役員	社長補佐( 渉外・環境 ・ M i E V ・ 安全保障 担当) 兼 C S R 推進本 部副本部長	大道 正夫	平成21年 7 月 1 日
常務執行役員	E V ビジネス本部長	常務執行役員	C S R 推進本部長	中村 義和	平成21年 8 月20日
執行役員	環境担当役員 C S R 推進本部長兼社 長補佐( 渉外・環境・ M i E V ・ 安全保障担 当)	執行役員	環境担当役員 社長補佐( 渉外・環境 ・ M i E V ・ 安全保障 担当) 兼 C S R 推進本 部副本部長	大道 正夫	平成21年 8 月20日

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、平成20年度第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び平成20年度第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、平成21年度第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び平成21年度第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成20年度第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び平成20年度第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに平成21年度第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び平成21年度第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	平成21年度 第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	平成20年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2 172,088	2 167,841
受取手形及び売掛金	2, 4 84,924	2, 4 89,607
商品及び製品	2 100,648	2 110,658
仕掛品	2 25,153	2 19,174
原材料及び貯蔵品	2 52,550	2 59,287
その他	2 92,556	2 101,902
貸倒引当金	6,018	7,528
流動資産合計	521,903	540,943
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	92,176	98,855
機械装置及び運搬具(純額)	145,010	163,687
工具、器具及び備品(純額)	72,813	71,775
土地	97,427	96,494
建設仮勘定	13,160	9,125
有形固定資産合計	1, 2 420,588	1, 2 439,936
無形固定資産	2, 5 14,533	2, 5 16,436
投資その他の資産		
投資有価証券	2 58,564	2 54,650
その他	2 99,963	2 98,365
貸倒引当金	11,993	12,322
投資その他の資産合計	146,535	140,693
固定資産合計	581,657	597,066
資産合計	1,103,561	1,138,009

(単位：百万円)

	平成21年度 第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	平成20年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	186,762	155,600
短期借入金	199,963	223,026
1年内償還予定の社債	-	25,600
未払金及び未払費用	85,728	114,578
未払法人税等	2,496	4,994
製品保証引当金	25,231	35,561
その他	63,630	60,732
流動負債合計	563,812	620,093
固定負債		
社債	200	200
長期借入金	177,377	104,579
退職給付引当金	106,005	106,311
役員退職慰労引当金	927	929
その他	69,683	82,870
固定負債合計	354,194	294,891
負債合計	918,006	914,985
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	657,355	657,350
資本剰余金	432,666	432,661
利益剰余金	807,151	770,750
自己株式	14	14
株主資本合計	282,855	319,246
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,006	1,183
繰延ヘッジ損益	145	789
為替換算調整勘定	111,191	107,769
評価・換算差額等合計	107,038	105,795
少数株主持分	9,737	9,573
純資産合計	185,554	223,024
負債純資産合計	1,103,561	1,138,009

( 2 ) 【四半期連結損益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

( 単位：百万円 )

	平成20年度 第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	平成21年度 第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
売上高	1,213,973	573,029
売上原価	1,006,063	502,089
売上総利益	207,910	70,939
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費及び販売促進費	54,228	23,489
運賃	28,608	7,107
役員報酬及び給料手当	36,256	28,910
退職給付引当金繰入額	2,505	2,369
減価償却費	7,165	5,975
研究開発費	19,604	11,576
その他	34,180	24,012
販売費及び一般管理費合計	182,548	103,441
営業利益又は営業損失( )	25,361	32,502
営業外収益		
受取利息	4,172	766
持分法による投資利益	1,548	1,632
為替差益	655	4,156
その他	1,168	1,320
営業外収益合計	7,544	7,876
営業外費用		
支払利息	7,911	6,436
その他	4,140	3,127
営業外費用合計	12,051	9,563
経常利益又は経常損失( )	20,854	34,189
特別利益		
固定資産売却益	583	622
豪州子会社工場閉鎖費用戻入益	1,629	-
関係会社清算損失戻入益	-	1,120
その他	337	807
特別利益合計	2,551	2,549
特別損失		
固定資産除却損	1,114	695
早期退職金	1,151	1,144
その他	705	766
特別損失合計	2,971	2,605
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	20,434	34,245
法人税、住民税及び事業税	4,136	1,744
法人税等調整額	2,079	1,011
法人税等合計	6,216	732
少数株主利益	1,446	1,426
四半期純利益又は四半期純損失( )	12,772	36,404

## 【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	平成20年度 第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	平成21年度 第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
売上高	603,875	313,913
売上原価	495,632	264,874
売上総利益	108,242	49,039
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費及び販売促進費	26,974	12,011
運賃	16,157	4,602
貸倒引当金繰入額	216	538
役員報酬及び給料手当	18,017	14,287
退職給付引当金繰入額	1,170	1,135
減価償却費	3,505	2,940
研究開発費	10,017	5,061
その他	16,894	11,888
販売費及び一般管理費合計	92,954	52,466
営業利益又は営業損失( )	15,288	3,427
営業外収益		
受取利息	1,890	233
持分法による投資利益	-	1,075
為替差益	-	707
その他	1,056	342
営業外収益合計	2,946	2,358
営業外費用		
支払利息	3,897	3,381
為替差損	7,753	-
資金調達費用	-	1,508
その他	2,122	1,000
営業外費用合計	13,772	5,890
経常利益又は経常損失( )	4,461	6,959
特別利益		
固定資産売却益	419	374
豪州子会社工場閉鎖費用戻入益	1,836	-
関係会社清算損失戻入益	-	645
その他	142	215
特別利益合計	2,398	1,236
特別損失		
固定資産除却損	747	420
早期退職金	-	738
合併契約解消に伴う損失	-	500
その他	545	212
特別損失合計	1,293	1,871
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	5,566	7,594
法人税、住民税及び事業税	1,836	341
法人税等調整額	542	1,364
法人税等合計	2,378	1,706
少数株主利益	714	668
四半期純利益又は四半期純損失( )	2,474	9,968

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	平成20年度 第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	平成21年度 第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	20,434	34,245
減価償却費	41,943	35,414
貸倒引当金の増減額( は減少)	1,228	1,393
退職給付引当金の増減額( は減少)	1,692	2,075
受取利息及び受取配当金	4,803	1,109
支払利息	7,911	6,436
為替差損益( は益)	-	92
持分法による投資損益( は益)	1,548	1,632
固定資産除売却損益( は益)	590	80
売上債権の増減額( は増加)	22,034	4,015
たな卸資産の増減額( は増加)	11,110	13,273
仕入債務の増減額( は減少)	19,234	31,723
早期退職金	1,151	1,144
その他	10,778	40,231
小計	47,054	11,493
利息及び配当金の受取額	7,131	1,630
利息の支払額	8,052	6,822
株式譲渡契約に基づく損失補償の支払額	10,896	-
早期退職金の支払額	3,195	2,185
法人税等の支払額	6,263	4,117
営業活動によるキャッシュ・フロー	25,777	2
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の増減額( は増加)	-	12,536
有形固定資産の取得による支出	53,065	21,558
有形固定資産の売却による収入	12,383	5,064
投資有価証券の取得による支出	562	150
長期貸付けによる支出	644	12
長期貸付金の回収による収入	222	261
その他	12,100	1,212
投資活動によるキャッシュ・フロー	53,767	5,071
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の増減額( は減少)	68,738	36,337
長期借入れによる収入	74,867	123,480
長期借入金の返済による支出	23,175	33,353
社債の償還による支出	-	25,600
少数株主への配当金の支払額	578	592
その他	6,122	3,764
財務活動によるキャッシュ・フロー	23,747	23,832
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,236	2,176
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	53,973	16,582
現金及び現金同等物の期首残高	360,902	154,666
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額( は減少)	666	25
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	73
現金及び現金同等物の四半期末残高	307,595	171,347

## 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

平成21年度第2四半期連結累計期間  
(自平成21年4月1日  
至平成21年9月30日)

## 1. 連結の範囲に関する事項の変更

## (1) 連結の範囲の変更

第1四半期連結会計期間より、エムエムシーエー・オート・オーナー・トラスト・2009-Aは新規設立のため、エムエムシー・カルーガ・インベストメンツ・ピー・ブイは相対的重要性の観点から、連結の範囲に含めている。また、エムエムシーエー・オート・オーナー・トラスト・2009-1他2社は新規設立のため、当第2四半期連結会計期間より連結の範囲に含めている。

## (2) 変更後の連結子会社の数

57社

## 2. 持分法の適用に関する事項の変更

## (1) 持分法適用関連会社

## 持分法適用関連会社の変更

第1四半期連結会計期間より、株式会社リチウムエナジージャパン他2社は相対的重要性の観点から、持分法適用の範囲に含めている。また、グローバル・エンジン・マニュファクチャリング・アライアンス・リミテッド・ライアビリティ・カンパニーは合併契約解消により、当第2四半期連結会計期間より持分法適用の範囲から除外している。

## 変更後の持分法適用関連会社の数

22社

## 【表示方法の変更】

平成21年度第2四半期連結累計期間  
(自平成21年4月1日  
至平成21年9月30日)

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 前第2四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示していた「為替差損益(は益)」は金額的重要性が増加したため、当第2四半期連結累計期間では区分掲記することとした。

なお、前第2四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「為替差損益(は益)」は0百万円である。

2. 前第2四半期連結累計期間において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示していた「定期預金の増減額(は増加)」は金額的重要性が増加したため、当第2四半期連結累計期間では区分掲記することとした。

なお、前第2四半期連結累計期間の「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「定期預金の増減額(は増加)」は9,828百万円である。

3. 前第2四半期連結累計期間において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示していた「社債の償還による支出」は金額的重要性が増加したため、当第2四半期連結累計期間では区分掲記することとした。

なお、前第2四半期連結累計期間の「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「社債の償還による支出」は2,000百万円である。

平成21年度第2四半期連結会計期間  
(自平成21年7月1日  
至平成21年9月30日)

## (四半期連結貸借対照表関係)

前第2四半期連結会計期間において、「有形固定資産」に含めて表示していた「建物及び構築物(純額)」「機械装置及び運搬具(純額)」「工具、器具及び備品(純額)」「土地」「建設仮勘定」については、金額的重要性が増加したため、当第2四半期連結会計期間では区分掲記することとした。

なお、前第2四半期連結会計期間の「有形固定資産」に含まれる「建物及び構築物(純額)」「機械装置及び運搬具(純額)」「工具、器具及び備品(純額)」「土地」「建設仮勘定」はそれぞれ104,339百万円、188,440百万円、104,093百万円、98,405百万円、14,117百万円である。

## (四半期連結損益計算書関係)

1. 前第2四半期連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示していた「持分法による投資利益」は金額的重要性が増加したため、当第2四半期連結会計期間では区分掲記することとした。

なお、前第2四半期連結会計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「持分法による投資利益」は513百万円である。

2. 前第2四半期連結会計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示していた「資金調達費用」は金額的重要性が増加したため、当第2四半期連結会計期間では区分掲記することとした。

なお、前第2四半期連結会計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「資金調達費用」は388百万円である。

3. 前第2四半期連結会計期間において、特別損失の「その他」に含めて表示していた「早期退職金」は金額的重要性が増加したため、当第2四半期連結会計期間では区分掲記することとした。

なお、前第2四半期連結会計期間の特別損失の「その他」に含まれる「早期退職金」は12百万円である。

## 【簡便な会計処理】

平成21年度第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している固定資産の減価償却費は、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して計算している。

## 【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

平成21年度第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)			平成20年度末 (平成21年3月31日)		
1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,123,057百万円			1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,100,730百万円		
2. 担保資産 担保に供されている資産で、企業集団の事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、以下のとおりである。 担保に供されている資産(工場財団は除く)			2. 担保資産 担保に供されている資産(工場財団は除く)		
受取手形及び売掛金	2,310	百万円	受取手形及び売掛金	5,142	百万円
商品及び製品	15,574	百万円	商品及び製品	27,422	百万円
仕掛品	3,289	百万円	仕掛品	1,938	百万円
原材料及び貯蔵品	985	百万円	原材料及び貯蔵品	1,409	百万円
有形固定資産	79,289	百万円	有形固定資産	102,629	百万円
その他	56,495	百万円	その他	99,550	百万円
計	157,945	百万円	計	238,091	百万円
3. 保証債務等 (1) 保証債務			3. 保証債務等 (1) 保証債務		
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容	被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容
従業員	2,144	「社員財形住宅貸金」等に係る銀行借入金	従業員	2,652	「社員財形住宅貸金」等に係る銀行借入金
その他	1,172	銀行借入金他	その他	1,355	銀行借入金他
計	3,316		計	4,007	
(2) 保証債務に準ずる債務			(2) 保証債務に準ずる債務		
対象者	対象金額 (百万円)	対象債務の内容	対象者	対象金額 (百万円)	対象債務の内容
イーグル・ウィングス・インダストリーズ・インク	1,470	銀行借入金	イーグル・ウィングス・インダストリーズ・インク	1,424	銀行借入金
計	1,470		計	1,424	
4. 債権流動化による譲渡残高が受取手形及び売掛金から8,800百万円除かれている。			4. 債権流動化による譲渡残高が受取手形及び売掛金から7,600百万円除かれている。		
5. 当第2四半期連結会計期間末の無形固定資産には、のれん89百万円が含まれている。			5. 当連結会計年度末の無形固定資産には、のれん98百万円が含まれている。		

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

平成20年度第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	平成21年度第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日)	1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日)
現金及び預金 312,714百万円	現金及び預金 172,088百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 10,265百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 741百万円
有価証券(取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資) 5,146百万円	現金及び現金同等物 171,347百万円
現金及び現金同等物 307,595百万円	

## (株主資本等関係)

平成21年度第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び平成21年度第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数
  - 普通株式 5,537,956千株
  - 優先株式 437千株
2. 自己株式の種類及び株式数
  - 普通株式 83千株

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

平成20年度第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	自動車事業 (百万円)	金融事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	600,867	3,007	603,875	-	603,875
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	(39)	-	(39)	39	-
計	600,827	3,007	603,835	39	603,875
営業利益	14,896	351	15,248	39	15,288

平成21年度第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	自動車事業 (百万円)	金融事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	311,256	2,657	313,913	-	313,913
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	(33)	-	(33)	33	-
計	311,223	2,657	313,880	33	313,913
営業利益(又は営業損失)	(3,936)	476	(3,460)	33	(3,427)

平成20年度第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	自動車事業 (百万円)	金融事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	1,207,758	6,214	1,213,973	-	1,213,973
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	(75)	-	(75)	75	-
計	1,207,683	6,214	1,213,897	75	1,213,973
営業利益	23,913	1,373	25,286	75	25,361

平成21年度第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	自動車事業 (百万円)	金融事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	567,449	5,579	573,029	-	573,029
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	(51)	-	(51)	51	-
計	567,398	5,579	572,977	51	573,029
営業利益(又は営業損失)	(33,599)	1,045	(32,553)	51	(32,502)

(注) 1. 事業区分の方法は、産業区分及び市場の類似性に基づいている。

2. 各事業区分の主要製品等
  - (1) 自動車.....乗用車等
  - (2) 金融.....販売金融等

3. 会計処理の方法の変更

平成20年度第2四半期連結累計期間

- (1) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(3)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用している。これにより、従来の方法によった場合と比較して、「自動車事業」について、当第2四半期連結累計期間の営業利益が971百万円増加している。

## 【所在地別セグメント情報】

平成20年度第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	373,739	62,882	91,752	23,542	51,958	603,875	-	603,875
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	130,179	6,240	17,978	69,228	52	223,678	(223,678)	-
計	503,918	69,122	109,730	92,770	52,011	827,553	(223,678)	603,875
営業利益(又は営業損失)	16,656	(4,875)	(1,711)	1,929	85	12,083	3,204	15,288

平成21年度第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	183,290	39,942	30,187	22,288	38,204	313,913	-	313,913
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	85,492	1,754	14,212	30,452	55	131,967	(131,967)	-
計	268,783	41,697	44,399	52,741	38,259	445,881	(131,967)	313,913
営業利益(又は営業損失)	(15,173)	687	1,588	4,103	1,684	(7,109)	3,681	(3,427)

## 平成20年度第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	712,026	139,863	196,956	52,831	112,295	1,213,973	-	1,213,973
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	256,969	11,573	27,742	124,521	164	420,972	(420,972)	-
計	968,996	151,437	224,699	177,352	112,460	1,634,946	(420,972)	1,213,973
営業利益(又は営業損失)	25,582	(8,586)	(3,708)	8,444	1,300	23,032	2,328	25,361

## 平成21年度第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	310,376	70,701	72,905	42,763	76,281	573,029	-	573,029
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	138,427	2,461	19,095	49,389	121	209,496	(209,496)	-
計	448,804	73,163	92,001	92,153	76,402	782,525	(209,496)	573,029
営業利益(又は営業損失)	(40,410)	(3,081)	(274)	4,691	2,408	(36,666)	4,163	(32,502)

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度及び事業活動の相互関連性によっている。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米.....米国

(2) 欧州.....オランダ

(3) アジア.....タイ、フィリピン

(4) その他.....オーストラリア、ニュージーランド、U.A.E.、プエルトリコ

3. 会計処理の方法の変更

平成20年第2四半期連結累計期間

(1) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(3)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用している。これにより、従来の方法によった場合と比較して、「アジア」について、当第2四半期連結累計期間の営業利益が971百万円増加している。

【海外売上高】

平成20年度第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）

	北米	欧州	アジア	その他	計
海外売上高（百万円）	69,877	216,701	53,520	158,293	498,393
連結売上高（百万円）					603,875
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	11.6	35.9	8.8	26.2	82.5

平成21年度第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）

	北米	欧州	アジア	オセアニア	その他	計
海外売上高（百万円）	45,180	48,314	57,171	31,243	39,791	221,701
連結売上高（百万円）						313,913
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	14.4	15.4	18.2	10.0	12.6	70.6

平成20年度第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）

	北米	欧州	アジア	その他	計
海外売上高（百万円）	152,386	439,681	120,632	301,256	1,013,955
連結売上高（百万円）					1,213,973
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	12.6	36.2	9.9	24.8	83.5

平成21年度第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）

	北米	欧州	アジア	オセアニア	その他	計
海外売上高（百万円）	76,874	98,781	98,685	62,542	70,347	407,229
連結売上高（百万円）						573,029
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	13.4	17.2	17.2	10.9	12.4	71.1

（注）1．国又は地域の区分は、地理的近接度及び事業活動の相互関連性によっている。

2．本邦以外の区分に属する主な国又は地域

（1）北米.....米国

（2）欧州.....オランダ、イタリア、ドイツ、ロシア、ウクライナ

（3）アジア.....タイ、マレーシア、台湾

（4）オセアニア.....オーストラリア、ニュージーランド

（5）その他.....U．A．E．、プエルトリコ

3．海外売上高は、四半期連結財務諸表提出会社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

4．地域区分の変更

従来、「その他」の地域に含めていた「オセアニア」の海外売上高は、連結売上高に占める割合が10%を超えたため、当第1四半期連結会計期間より区分掲記している。

なお、前第2四半期連結累計期間における「オセアニア」の海外売上高は90,867百万円、連結売上高に占める海外売上高の割合は7.5%、「オセアニア」を除いた「その他」の地域の海外売上高は210,388百万円、連結売上高に占める海外売上高の割合は17.3%である。

(有価証券関係)

平成21年度第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)

その他有価証券で時価のあるものが、企業集団の事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる。

種類	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	10,174	17,913	7,739
合計	10,174	17,913	7,739

(注) 時価が著しく下落し回復の見込みがないと判断されるものは減損処理を実施し、減損処理後の帳簿価額を取得原価として記載している。

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

平成21年度第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	平成20年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 47.27円	1株当たり純資産額 40.47円

## 2. 1株当たり四半期純利益金額等

平成20年度第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	平成21年度第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 2.31円	1株当たり四半期純損失金額 6.57円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 1.40円	(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につ いては、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純 損失であるため記載していない。

(注) 1株当たり四半期純利益(純損失)金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	平成20年度第2四半期 連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	平成21年度第2四半期 連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益(純損失)金額		
四半期純利益(純損失)(百万円)	12,772	36,404
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(純損失)(百万円)	12,772	36,404
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,537,817	5,537,844
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	3,590,632	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

平成20年度第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)		平成21年度第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	0.45円	1株当たり四半期純損失金額	1.80円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	0.27円	(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していない。	

(注) 1株当たり四半期純利益(純損失)金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	平成20年度第2四半期 連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	平成21年度第2四半期 連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益(純損失)金額		
四半期純利益(純損失)(百万円)	2,474	9,968
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(純損失)(百万円)	2,474	9,968
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,537,817	5,537,872
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	3,556,208	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

平成21年度第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
該当事項はない。

## 2【その他】

該当事項はない。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月13日

三菱自動車工業株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上田 雅之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 武内 清信 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂本 邦夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱自動車工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月13日

三菱自動車工業株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上田 雅之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 武内 清信 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂本 邦夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱自動車工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。